

人事行政の運営等の状況について

令和6年10月22日

名 張 市

目 次

1. 任免及び職員数に関する状況	1
2. 人事評価の状況	7
3. 給与の状況	8
4. 勤務時間その他の勤務条件の状況	2 3
5. 休業に関する状況	2 5
6. 分限及び懲戒の処分の状況	2 6
7. 服務の状況	2 7
8. 退職管理の状況	2 8
9. 研修の状況	2 9
1 0. 福祉及び利益の保護の状況	3 1
1 1. 競争試験及び選考の状況	3 2
1 2. 公平委員会の業務の状況	3 4

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用職員者数

令和5年度 (令和5年4月1日)	
職 種	採用者数 (うち女性)
一般事務	20 (12)
土木	1 (0)
保健師	2 (2)
給食調理員	3 (3)
医師	9 (3)
作業療法士	1 (1)
医療SW	1 (0)
看護師	9 (9)
消防職	4 (0)
任期付(移住コンシェルジュ)	1 (1)
任期付(調理員)	2 (2)
合 計	53 (33)

令和5年度 (令和5年4月2日以降)	
職 種	採用者数 (うち女性)
臨床工学技士	1 (0)
言語聴覚士	1 (1)
視能訓練士	1 (1)
看護師	1 (1)
合 計	4 (3)

令和6年度 (令和6年4月1日)	
職 種	採用者数 (うち女性)
一般事務	14 (6)
建築	1 (0)
土木	1 (0)
保健師	1 (1)
医 師	7 (2)
管理栄養士	1 (1)
薬剤師	1 (1)
臨床工学技士	1 (0)
看護師	5 (5)
看護教員	2 (2)
消防職	5 (1)
救急救命士	1 (0)
任期付(弁護士)	1 (1)
任期付(防災担当監)	1 (0)
任期付(病院顧問)	1 (0)
任期付(調理員)	1 (1)
合 計	44 (21)

(2) 退職者数

令和5年度	
職 種	退職者数
一般事務	9
保健師	1
保育士・幼稚園教諭	1
医師	11
管理栄養士	1
臨床検査技師	1
薬剤師	1
医療SW	1
看護師	21
看護教員	1
消防	5
任期付(弁護士)	1
合 計	54

(3) 再任用職員数 (令和6年4月1日現在)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務
市 長 部 局	2	24
教 育 委 員 会	0	5
消 防 本 部	0	0
上 下 水 道 部	0	1
合 計	2	30

(4) 任期付短時間勤務職員数 (令和6年4月1日現在)

区 分	短時間勤務
市 長 部 局	1
教 育 委 員 会	0
消 防 本 部	0
上 下 水 道 部	0
合 計	1

※採用者数と退職者数には、他団体との派遣職員等の異動が入っていないため、次ページの部門別職員数の対前年増減数と一致しないことがあります。

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

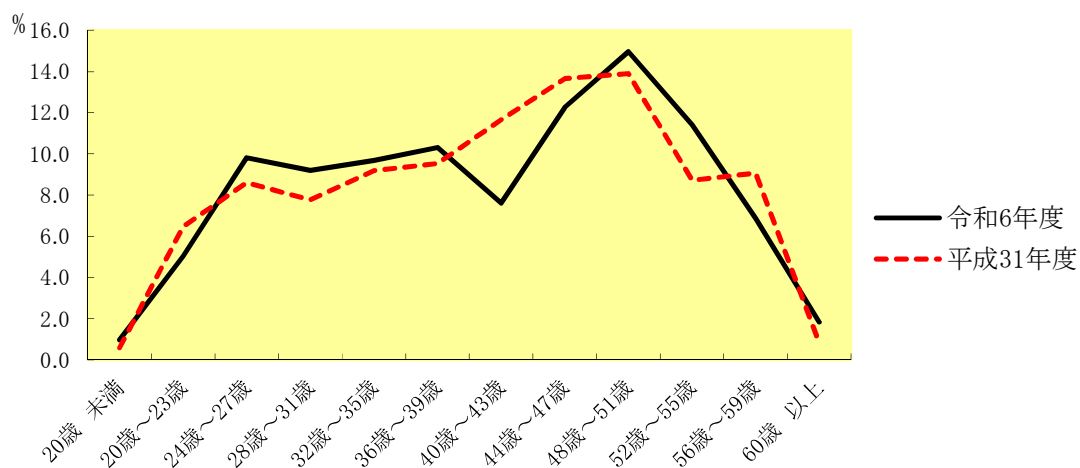
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6 人	6 人	0 人
		総務	100 人	99 人	-1 人 総務一般業務スタッフの育休・休職等に伴う人事付異動
		税務	22 人	25 人	3 人 税務業務スタッフの充実
		農林水産	16 人	14 人	-2 人 農業一般業務スタッフの欠員不補充
		商工	8 人	7 人	-1 人 商工業務スタッフの欠員不補充
		土木	42 人	45 人	3 人 土木一般業務等スタッフの充実
		民生	107 人	103 人	-4 人 民生一般業務等スタッフの欠員不補充
		衛生	29 人	33 人	4 人 衛生一般業務スタッフの充実
		計	330 人	332 人	2 人 <参考> 人口1万人当たり職員数 44.12 人
	教育部門	59 人	58 人	-1 人	社会教育業務スタッフの欠員不補充
	消防部門	118 人	119 人	1 人	消防業務スタッフの充実
	小 計	507 人	509 人	2 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.64 人
公営企業会計等部門	病院	263	250	-13 人	病院業務スタッフの欠員不補充
	水道	20	19	-1 人	水道スタッフの欠員不補充
	下水道	18	18	0 人	
	その他	19	19	0 人	
	小 計	320	306	-14 人	
合 計		827 人 [1,051人]	815 人 [1,051人]	-12 人 [0人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.31 人

(注) 1 職員数は、地方公共団体定員管理調査をもとに算出しています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(6) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	41人	80人	75人	79人	84人	62人	100人	122人	93人	56人	15人	815人

(7) 部門別職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	328	316	317	333	330	332	4 (0.9%)
教 育	77	73	69	62	59	58	▲ 19 (▲20.5%)
消 防	116	117	115	115	118	119	3 (▲0.9%)
普通会計計	521	506	501	510	507	509	▲ 12 (▲2.7%)
公営企業等会計計	328	323	329	324	320	306	▲ 22 (▲0.6%)
総 合 計	849	829	830	834	827	815	▲ 34 (▲1.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(定員管理調査の作成要領により、令和2年度からフルタイム会計年度任用職員(旧：長期臨時職員)は含んでおりません。)

(8) 職種別職員数の推移

(単位：人・%)

年度 職種別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数 (率)
事務技術職等	360	357	357	356	355	356	▲ 4 (▲1.1%)
保 育 士 等	54	52	48	47	44	43	▲ 11 (▲20.4%)
保 健 師 等	34	36	38	38	37	38	4 (11.8%)
技能労務等	28	23	20	21	22	22	▲ 6 (▲21.4%)
小 計	476	468	463	462	458	459	▲ 17 (▲3.6%)
消 防 職	116	117	115	115	118	119	3 (2.6%)
医 療 職	257	244	252	257	251	237	▲ 20 (▲7.8%)
合 計	849	829	830	834	827	815	▲ 34 (▲4.0%)

(9) 定員管理方針における労働力の確保数

年度 職種別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
定員管理職員数 (消防・医療除く)	476	480	475	473	468	469
再任用短時間 職員数 (0.8人換算)	11	22	27	27	33	23
任期付短時間 勤務職員数 (0.8人換算)	2	1	1	1	1	1
合 計	489	503	503	501	502	493

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員の人数は、小数点以下四捨五入として計算しています。

(10)各給料表における級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

①行政職給料表に係る級別基準職務表関係

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階の内訳					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1 級	定型的な業務を行う職務	59	10.5		59	129	23.0	室員級			
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	70	12.5		70						
3 級	主任の職務	123	21.9		123	123	21.9	主任級			
4 級	主査の職務	63	11.2		63	63	11.2	係長級			
5 級	主幹の職務	105	18.7		105	105	18.7	課長補佐級			
6 級	室長の職務	104	18.5	室長	46	104	18.5	課長級			
				センター長	2						
				担当室長	10						
				担当監	7						
				議会事務局次長	1						
				監査委員事務局長	1						
				保育所長	3						
				図書館長	1						
				会計管理者	1						
				消防署副署長	1						
				消防署分署長	1						
				消防署出張所長	1						
				消防署司令	7						
				消防署副司令	9						
副参事	13										
7 級	部長の職務	37	6.6	部長	8	22	3.9	部長級			
				担当部長	3						
				統括監	0						
				理事	3						
				議会事務局長	1						
				消防本部消防長	1						
				消防本部消防次長	1						
				消防本部消防事務次長	1						
				名張消防署長	1						
				市立病院事務局副院長（事務部門）	1						
				市立病院事務局事務局長	1						
				教育委員会事務局教育次長	1						
				参事	15				15	2.7	次長級
				合計					561	100.0	

※参事15名のうち1名並びに主査67名のうち1名は再任用（フルタイム）職員

※表示単位未満四捨五入をしていますので、合計と一致しない場合があります。

②現業職給料表に係る級別基準職務表関係

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階の内訳		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	19	100.0		19	19	100.0	室員級
合計		19	100.0					

③医療職給料表（１）に係る級別基準職務表関係

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階の内訳		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	6	18.2		6	6	18.2	室員級
2 級	高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務	16	48.5		16	16	48.5	係長級
3 級	1 診療部長及び副診療部長の職務	5	15.2	診療部長	0	0	0.0	課長級
				副診療部長	1	1	3.0	課長補佐級
	3 特に高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務				4	4	12.1	課長補佐級
4 級	市立病院院長代理及び副院長の職務	5	15.2		5	5	15.2	次長級
5 級	市立病院長の職務	1	3.0		1	1	3.0	部長級
合計		33	100.0					

※表示単位未満四捨五入をしていますので、合計と一致しない場合があります。

④医療職給料表（２）に係る級別基準職務表関係

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階の内訳		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務	0	0.0		0	0	0.0	室員級
2 級	1 薬剤師の職務	1	2.1		1	10	20.8	主任級
	2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務	9	18.8		9			
3 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務	0	0.0		0	12	25.0	係長級
	2 特に困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務	12	25.0		12			
4 級	主任の職務	18	37.5		18	18	37.5	課長補佐級

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階の内訳		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5 級	1 薬局長の職務	0	0.0		0	8	16.7	課長級
	2 室長及び副室長の職務	6	12.5		6			
6 級	1 困難な業務を行う薬局長の職務	1	2.1		1			
	2 困難な業務を行う室長の職務	1	2.1		1			
7 級	1 副診療部長の職務	0	0.0		0			
	2 特に困難な業務を行う薬局長の職務	0	0.0		0			
合計		48	100.0					

※表示単位未満四捨五入をしていますので、合計と一致しない場合があります。

⑤医療職給料表（３）に係る級別基準職務表関係

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階の内訳		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0.0		0	0	0.0	室員級
2 級	1 看護師、助産師及び保健師の職務	45	31.0		45	45	31.0	主任級
	2 相当の経験を必要とする准看護師の職務	0	0.0		0			
3 級	困難な業務を行う看護師、助産師及び保健師の職務	64	44.1		64	64	44.1	係長級
4 級	主任看護師の職務	26	17.9		26	26	17.9	課長補佐級
5 級	1 副看護部長及び室長の職務	2	1.4	副看護部長	2	10	6.9	課長級
				室長	0			
	2 看護師長の職務	7	4.8		7			
6 級	看護部長の職務	1	0.7		1			
7 級	市立病院副院長の職務	0	0.0		0	0	0.0	次長級
合計		145	100.0					

※表示単位未満四捨五入をしていますので、合計と一致しない場合があります。

2 人事評価の状況

職員の能力開発、人材育成及び公正な人事への反映を目的として、人事評価を行っています。
人事評価の概要は、以下のとおりです。

(1) 評価方法

業績評価及び能力評価を基に評価を行っています。

(2) 評価期間

毎年4月1日から3月31日までとしています。

(3) 評価者体系

原則として、次表のとおり、直近の上司による第1次評価及び調整評価者による調整評価の2つのステップを経て評価を決定します。また、被評価者についての最終的な人事評価結果は、市長が決定します。

【事務職・技術職】

被評価者	評価者	
	第1次評価者	調整評価者
部長・統括監・理事	副市長	市長
担当監・室長・担当室長	部長	副市長
係長・参事・副参事・主幹・主査・主任・室員	室長	部長

※消防職、保育士・幼稚園教諭職、医療職などについては、勤務形態等に応じて別途評価者を設定しています。

3 給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

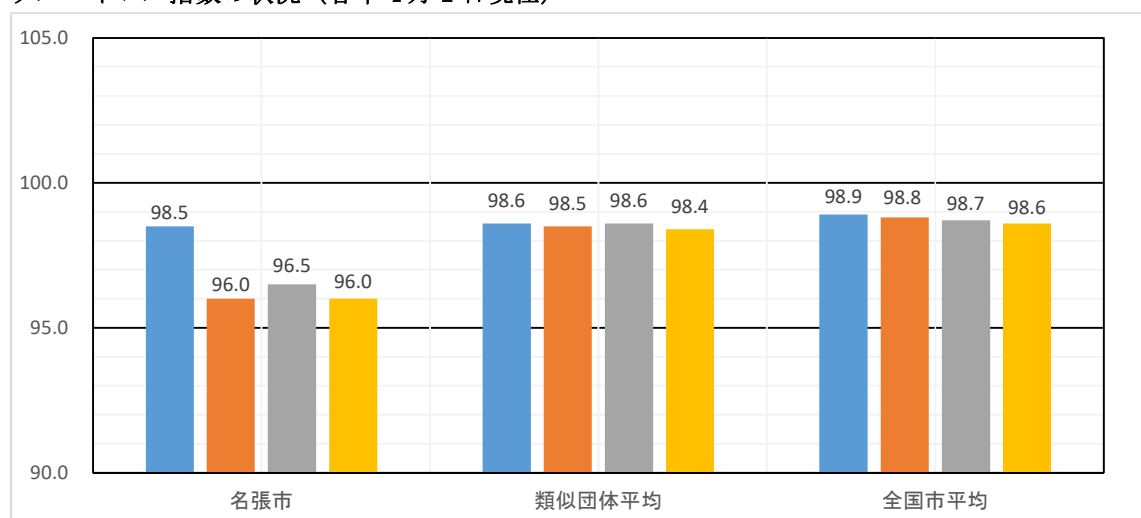
区 分	住民基本台帳人口 (R6.1.1現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 75,248	千円 31,810,027	千円 528,047	千円 5,028,973	% 15.8	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 507	千円 1,890,419	千円 453,735	千円 799,764	千円 3,143,918	千円 6,201

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含んでいません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれておりますが、会計年度任用職員職員の給与は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



令和2年	98.9 (98.9)	98.6	98.9
令和3年	98.5 (98.5)	98.5	98.8
令和4年	96.0 (96.0)	98.6	98.7
令和5年	96.5 (96.5)	98.4	98.6

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) ÷ (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し 【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(実施内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施しました。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(減給保障)を実施しました。

②地域手当の見直し 【支給率の改定なし】

(支給割合) 国基準3%に対し、名張市においても3%を支給しています。

③その他の見直し内容

平成27年4月1日に、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

(5) 特記事項

名張市では、市の財政状況及び給与水準の適正化等を踏まえ、下記の減額措置を実施しています。

①特別職 期末手当(教育長は期末勤勉手当)において支給額から30%の減額措置を実施

②一般職員 給料額において下記の減額措置を実施
地域手当、期末勤勉手当等(退職手当は除く)の支給においても減額措置後の給料額を基に算定を実施
・医療職等を除く職員 7級職員 5%、 6級職員 4%、 5級職員 1%

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
名張市	42.2 歳	320,657 円	402,347 円	359,871 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
名張市	47.8 歳	22 人	288,082 円	310,571 円	304,435 円
うち給食調理員	48.8 歳	20 人	292,090 円	315,884 円	309,335 円
うちその他	37.9 歳	2 人	248,000 円	257,440 円	255,440 円

③教育職(幼稚園教諭) 令和4年度に幼稚園閉鎖のため該当者なし

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	歳	円	円

- (注) 1 ①から②における「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 ①から②における「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、①と②における「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	名張市
一般行政職	大 学 卒 196,200 円
	高 校 卒 166,600 円
技能労務職	高 校 卒 166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒 288,525 円 ※	358,500 円	381,002 円	390,780 円
	高 校 卒 ※ 232,400 円	※ 309,100 円	※ 360,500 円	383,592 円
技能労務職	高 校 卒 ※ 226,300 円	※ 284,800 円	※ 317,800 円	※ 348,400 円

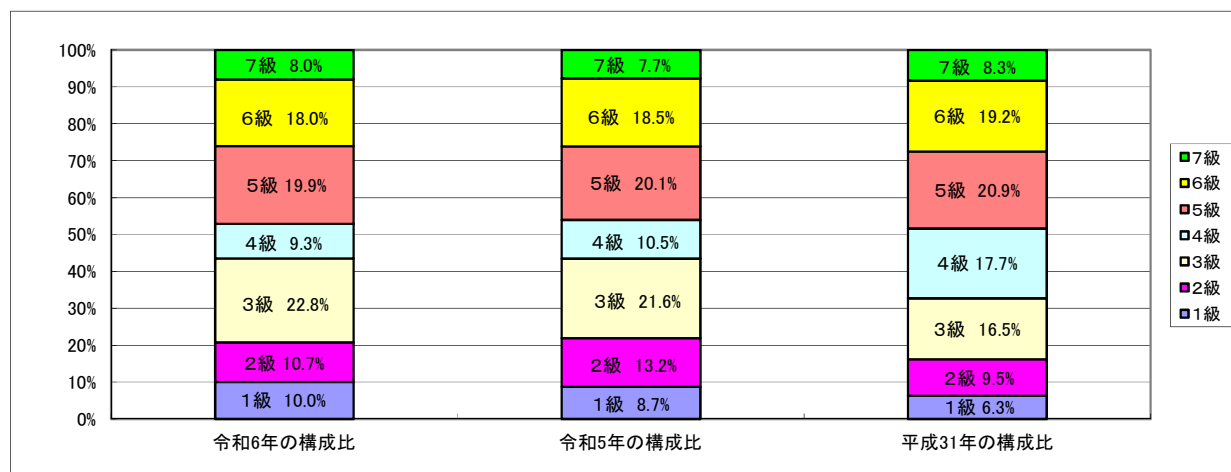
(注) ※欄の数値は該当者なしまたは少数のため理論値です。

Ⅲ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	室員	29 人	10.0 %	162,100円	249,400円
2 級	室員	31 人	10.7 %	208,000円	305,200円
3 級	主任	66 人	22.8 %	240,900円	351,000円
4 級	主査	27 人	9.3 %	271,600円	382,000円
5 級	主幹	61 人	21.1 %	295,400円	394,000円
6 級	室長	52 人	18.0 %	323,100円	411,300円
7 級	部長	23 人	8.0 %	365,500円	446,200円

- (注) 1 名張市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 給料月額は、現在、実施中の独自削減は考慮せず、名張市の給与条例に基づく給料表の金額です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分	○		○	○
	標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

Ⅳ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(5年度)	
1,504	千円
(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分	○		○	○
	標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を実施していない					

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

名張市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	5,089 千円	20,195 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。対象者は、全職種です。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		64,732 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		105,255 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
名張市	3 %	515 人	3 %
津市	6 %	4 人	6 %
鈴鹿市	12 %	1 人	12 %
地域手当補正後ラスパイレス指数(令和5年4月1日現在)		96.0	
(ラスパイレス指数)		(96.0)	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		10,898 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		35,499 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		50.0 %	
手当の種類(手当数)		4(8)	
種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
防疫手当	防疫等作業手当	1 感染症の疑いのある患者の救護又は感染菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理及び患者等の防疫に従事したとき。	日額 500円 （医療職及び消防職には適用しない。）
福祉業務手当	死体処理手当	1 行旅死亡人の収容に従事したとき。	日額 5,000円 （医療職及び消防職には適用しない。）
特別勤務手当	用地交渉等手当	1 用地交渉、滞納整理、強制執行、汚物処理及び社会福祉の現業の業務で、同種の通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び、又は精神的な著しい苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回 500円 （詳細が記録されていること。）
	災害応急作業等手当	1 正規の勤務時間外に災害対策本部等の緊急の危機管理体制下で業務に従事したとき。	日額 500円 （医療職及び消防職には適用しない。）
		2 前項のときに、庁外で業務に従事したとき。	日額 500円 （前項の額に加算する。）
	道路上作業手当	1 正規の勤務時間外に緊急勤務命令を受けて道路等の公共施設の補修、復旧等の業務に従事したとき。（災害応急作業等手当が支給される場合を除く。）	日額 500円 （医療職及び消防職には適用しない。）
	応急診療業務	1 応急診療所で深夜に看護業務に従事したとき。	日額 800円
消防手当	出動手当	1 火災、救急及び救助等の現場に出動し、消火、救急及び救助等の活動に従事したとき。ただし、救急救命士の資格を有する者が、救急活動に従事したとき及び中型・大型車の操作運転業務（機関員）に従事したときは100円を加算する。	1回 400円
		2 勤務時間外に火災等の発生により緊急勤務命令を受けて勤務につき、業務に従事したとき。	1回 500円
	夜間特殊業務手当	1 消防吏員が正規の勤務時間に深夜勤務に従事したとき。	日額 300円

※手当の種類は、職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第2条に基づく内容となります。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	139,204 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	226 千円
支給実績(令和4年度決算)	138,456 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	339 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者	同		62,859 千円	258,680 円
	子				
	上記以外の扶養親族				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 28,000円)	同		24,892 千円	273,539 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		25,415 千円	53,844 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額38,000円～75,000円を支給	異	国は月額 46,300円～ 139,300円を支 給	66,747 千円	525,564 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給	同		6,911 千円	61,162 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		8,631 千円	106,554 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		59,979 千円	180,118 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円

V 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料	月 額	等
給料	市 長		900,000	円	
	副 市 長		690,000	円	
	教 育 長		578,000	円	
報酬	議 長		583,000	円	
	副 議 長		502,000	円	
	議 員		460,000	円	
期末手当	市 長		(令和5年度支給割合)		
	副 市 長		3.50	月分	(教育長は期末勤勉手当として4.50月分)
	教 育 長		(令和5年度支給割合)		
	議 長		3.60	月分	
退職手当	市 長		(算定方式)		
	副 市 長		(1期の手当額)		
	教 育 長		(支給時期)		
	備 考				
	市 長		給料の月額×500/100×在職年数	18,000,000	任期ごと(4年)
	副 市 長		給料の月額×280/100×在職年数	7,728,000	任期ごと(4年)
	教 育 長		給料の月額×200/100×在職年数	3,468,000	任期ごと(3年)

- (注) 1 議長、副議長及び議員の報酬は、本市の厳しい財政状況に鑑み、令和3年4月から令和6年3月までの間、約5%の減額措置を実施しています。なお、各議員の報酬額は、減額措置実施後の額です。
(ただし、期末手当算定時の報酬額には減額措置をしない。)
- (注) 2 市長、副市長及び教育長の期末手当（教育長は期末勤勉手当）は、本市の厳しい財政状況に鑑み一層の歳出の削減を図るため、当面の間、支給することとされる額から100分の30を乗じて得た額を減じる減額措置を実施しています。
- (注) 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です。

VI 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 5,322,507	千円 △ 261,065	千円 2,065,282	% 38.8	% 39.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 260	千円 954,246	千円 700,182	千円 410,854	千円 2,065,282	千円 7,943

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含んでいません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれておりますが、会計年度任用職員職員の給与は含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	42.8 歳	554,239 円	1,665,208 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	39.1 歳	311,567 円	502,733 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	42.3 歳	341,553 円	535,548 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(5年度)	
1,554	千円
(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

名張市				
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)				
1人当たり平均支給額	2,925		千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
対象者は、全職種です。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		55,146		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		196,248		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度	
医師	16 %	33 人	— %	
医師以外	3 %	225 人	3 %	

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		348,192		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,500,829		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		82.6		%
手当の種類(手当数)		2(26)		
種別	手当の名称	勤務内容	支給単価	
病院手当	夜間看護業務（実務研修含む）	1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。4時間以上	1回	4,500円
		1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。2時間以上4時間未満	1回	4,000円
		1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。2時間未満	1回	3,000円
		2 前項の手当を1月に合計11回以上受けるとき	1回	3,000円 （支給は、月1回に限る。）
	緊急呼出手当	1 正規の勤務時間外に、医療職給料表（1）の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回	5,000円
		1 正規の勤務時間外に、医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回	3,000円
	管理職員緊急業務手当	1 医療職給料表の適用を受ける管理職員が正規の勤務時間外に緊急対応のため手術、検査等に従事したとき。	1回	5,000円
	死体処理業務	1 病院で勤務する職員が死体の処理に従事したとき。	1回	1,200円
	解剖業務	1 病院で勤務する職員が解剖に従事したとき。	1体	1,600円
	放射線照射業務	1 放射線を照射する業務に従事したとき。	日額	300円
	病理検査業務	1 病理検査業務に従事したとき。	日額	300円
	手術室業務	1 看護師が手術室に勤務したとき。	日額	300円
	人工透析業務	1 人工透析業務に従事及び看護師が人工透析室に勤務したとき。	日額	300円
	救急出動業務	1 救急車で患者を他病院に搬送した職員	1回	400円

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	救急輪番業務	1 医療職給料表（１）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 120,000円
		2 医療職給料表（１）の適用を受ける管理職員が名張市の休日を定める条例（平成元年条例第１号）による休日である救急輪番日の８時３０分から１７時１５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 70,000円
		3 医療職給料表（２）及び（３）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 18,000円
		4 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 85,000円 （管理職員には適用しない。）
		5 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が名張市の休日を定める条例による休日である救急輪番日の８時３０分から１７時１５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 40,000円 （管理職員には適用しない。）
		6 医療職給料表（２）の適用を受ける職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 3,000円 （管理職員には適用しない。）
	救急輪番患者診察手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。診察した患者に入院を指示した場合	1回 6,000円 （小児科の医師の場合にあっては、8,000円）
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。それ以外の場合	1回 4,000円 （小児科の医師の場合にあっては、6,000円）
	外来患者診察手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が外来において初診患者を診察したとき（救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。）。	1回 500円 （小児発達支援外来の場合にあっては、2,500円）
		2 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が外来において再診患者を診察したとき（救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。）。	1回 300円 （小児発達支援外来の場合にあっては、1,800円）
	入院患者担当手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が入院患者を主治医として担当したとき。	延べ担当患者１人 600円 （小児科の医師の場合にあっては、1,500円）
	手術業務手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が手術に従事したとき。学卒後６年以上の医師	1回 当該手術に係る診療報酬の額（１点の単価10円とし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示59号）別表第1に定める点数を乗じて得た額をいう。）に100分の5（内視鏡に係る手術の場合にあっては、100分の20）を乗じて得た額を当該手術に従事した医師（学卒後6年未満の医師を除く。）の人数で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が手術に従事したとき。学卒後３年以上６年未満の医師	1回 1,000円
	麻酔業務手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が専ら麻酔業務に従事したとき。全身麻酔	1回 15,000円
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が専ら麻酔業務に従事したとき。その他の麻酔	1回 10,000円
	訪問診療業務手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が患者の居宅において診療に従事したとき。	1回 2,000円

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	画像診断業務手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。学卒後６年以上の医師。コンピュータ断層撮影（ＣＴ撮影）	1回 700円
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。学卒後６年以上の医師。磁気共鳴コンピュータ断層撮影（ＭＲＩ撮影）	1回 1,000円
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。学卒後５年以上６年未満の医師。	日額 14,000円
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。学卒後４年以上５年未満の医師。	日額 10,000円
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。学卒後３年以上４年未満の医師。	日額 7,000円
	研修医指導手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師をいう。）の指導に従事したとき。指導医養成講習会終了者	1回 500円
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師をいう。）の指導に従事したとき。その他の医師	日額 300円
	公衆衛生活動手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が、他団体等の依頼に基づき健康診断、健康相談、予防接種、医療指導等に従事したとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該健康診断、健康相談、予防接種、医療指導等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。）が支払われていない場合に限る。）。	日額 2,000円
	講演等講師手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が、他団体等の依頼に基づき研修会、講演会等を行ったとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該研修会、講演会等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。）が支払われていない場合に限る。）。	日額 5,000円
	服薬指導業務手当	1 医療職給料表（２）の適用を受ける職員が服薬指導業務に従事したとき。	1回 300円
	栄養指導業務手当	1 医療職給料表（２）の適用を受ける職員が栄養指導業務に従事したとき。	1回 200円
	医師職務手当	1 院長	月額 200,000円
		2 顧問	月額 200,000円
		3 院長代理	月額 150,000円
		4 副院長	月額 100,000円
		5 診療部長	月額 70,000円
	待機業務	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院外での待機の場合	1回 2,000円
		1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院内での待機の場合	1回 6,000円
		2 医療職給料表（２）及び（３）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院外での待機の場合	1回 1,000円
		2 医療職給料表（２）及び（３）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。病院内での待機の場合	1回 3,000円
医師研究手当	医師研究業務	1 院長、顧問、院長代理及び副院長	月額 480,000円
		2 学卒後３年以上の医師	月額 180,000円

※手当の種類は、職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第２条に基づく内容となります。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	139,951 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	498 千円
支給実績(令和4年度決算)	145,367 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	608 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者	同		27,441 千円	247,217 円
	子				
	上記以外の扶養親族				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 28,000円)	同		12,836 千円	267,412 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		18,994 千円	86,730 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額38,000円～140,000円を支給	異	医療職等の支給単価	23,660 千円	716,970 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～12,000円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,500円～6,000円支給	異	医療職等の支給単価	2,684 千円	116,696 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		9,274 千円	319,793 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		20,244 千円	115,682 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		31,778 千円	190,290 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 1,832,404	千円 △ 143,551	千円 82,638	% 4.5	% 4.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費37,216千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	18	79,951	9,222	32,487	121,660	6,759

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含んでいません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれておりますが、会計年度任用職員職員の給与は含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	42.8 歳	340,933 円	525,684 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(5年度)	
1,547	千円
(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

名張市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	-	千円	

(注) 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員がいないため「-」と表記しております。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		2,395 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		77,246 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
名張市	3 %	19 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	17 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	2,357 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	23.3 %
手当の種類(手当数)	4(4)
勤務内容	支給単価
用地交渉、滞納整理、強制執行等通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び又は精神的な苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回 500円
緊急命令を受けて出勤し、応急復旧作業に連続して3時間以上直接従事した職員	1回 500円
勤務時間外に緊急命令を受けて出勤し、業務に従事した職員（前号との重複支給は行わない）	1回 500円
高所若しくは配水池内等において作業を行った職員又は3,300ボルト以上の電気設備を直接取り扱い扱った職員	日額 400円

※手当の種類は、名張市企業職員の給与に関する規程第4条に基づく内容となります。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	3,306 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	107 千円
支給実績(令和4年度決算)	2,125 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	142 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	配偶者	同		2,234 千円	203,091 円
	子				
	上記以外の扶養親族				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 28,000円)	同		1,082 千円	216,400 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		749 千円	41,622 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額38,000円～75,000円を支給	同		2,268 千円	567,000 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給	同		62 千円	20,667 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		26 千円	25,875 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		1,357 千円	85 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 2,438,457	千円 50,139	千円 61,073	% 2.5	% 2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費44,945千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 18	千円 67,997	千円 6,067	千円 26,634	千円 100,698	千円 5,594

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含んでいません。

3 給与費については、会計年度任用職員職員の給与は含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	39.9 歳	326,739 円	491,927 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(5年度)	千円 1,482
(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%	

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

名張市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	-	千円	

(注) 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員がいないため「-」と表記しております。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		2,026		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		84,396		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度	
名張市	3%	18人	3	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	25	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	25,000	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	25.0	%
手当の種類(手当数)	4(4)	
勤務内容	支給単価	
用地交渉、滞納整理、強制執行等通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び又は精神的な苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回	500円
緊急命令を受けて出勤し、応急復旧作業に連続して3時間以上直接従事した職員	1回	500円
勤務時間外に緊急命令を受けて出勤し、業務に従事した職員（前号との重複支給は行わない）	1回	500円
高所若しくは配水池内等において作業を行った職員又は3,300ボルト以上の電気設備を直接取り扱いした職員	日額	400円

※手当の種類は、名張市企業職員の給与に関する規程第4条に基づく内容となります。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,739	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	72	千円
支給実績(令和4年度決算)	4,354	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	290	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（令和6年4月1日）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者	同		2,569 千円	285,444 円
	子				
	上記以外の扶養親族				
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 28,000円)	同		1,136 千円	189,250 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		1,317 千円	82,294 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額38,000円～75,000円を支給	同		1,548 千円	516,000 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日又は休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給	同		14 千円	14,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		275 千円	22,908 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(注) 1 公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

2 市立病院及び消防署等においては、交代制勤務による勤務があります。

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年 次 有 給 休 暇		1 暦年 20日
病 気 休 暇	公務傷病の場合	必要な期間
	結核性疾患の場合	必要な期間（1年以内）
	私傷病の場合	必要な期間（90日以内）
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要な期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液等の提供	
	ボランティア休暇	1 暦年 5日以内
	結婚休暇	7日以内
	生理休暇	必要な期間
	産前・産後休暇	産前産後各8週間（多胎は産前14週間）
	育児時間休暇	1日2回 各30分以内（生後1年以内）
	妊娠中等の法令に基づく保健指導、健康審査等	必要な期間
	不妊治療休暇	1 暦年 12日以内
	妊娠障害（つわり等）	1妊娠期間において14日以内
	配偶者分娩休暇（出産補助）	入院日から出産後14日以内の期間で3日以内
	育児参加休暇	妻の産前6週間産後8週間（多胎は産前14週間）の期間に5日以内
	子の看護休暇	1暦年 5日（子が2人以上の場合は10日）以内
	短期介護休暇	1暦年 5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内
	家族等看護休暇	1 暦年 2日以内
	学校行事等休暇	1 暦年 1日以内（子1人について）
	忌引休暇	配偶者10日以内、父母7日以内、子5日以内、兄弟姉妹3日以内 等
	父母の追悼休暇	1日以内
	夏季休暇	5日以内
	災害による住居の滅失及び損壊等	7日以内
	災害等による出勤困難	必要な期間
	災害時等の退勤途上の危険回避	必要な期間

区 分	種 類	内 容
介 護 休 暇	配偶者等の介護（無休）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で必要な期間
介 護 時 間	配偶者等の介護（無休）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要な時間

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

職員には、1 暦年あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

令和5年の職員一人あたりの平均取得日数は、13.4日です。

(4) 介護休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
介護休暇の取得人数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3

(5) 介護時間の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
介護時間の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

育児休業等に関する制度は、3歳に満たない子を養育するため休業できる育児休業制度、子が小学校就学の始期に達する日まで1週間当たりの通常の勤務時間よりも短い勤務時間で勤務することができる育児短時間勤務制度、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間が限度）について勤務しないことができる部分休業制度があります。

なお、各制度の給料は、育児休業は無給、育児短時間勤務は勤務時間数に応じて減額、部分休業は取得時間数に応じて減額します。

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
育児休業の取得人数	3	35	1	0	3	2	0	0	7	37
育児短時間の取得人数	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
部分休業の取得人数	0	39	0	0	0	1	0	0	0	40

(2) 修学部分休業の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

職員は、大学及び高等専門学校など条例で定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間内において、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲で取得することができます。

なお、修学部分休業の取得時間数に応じて、給料を減額します。

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
修学部分休業の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒の処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類としては、免職、降任及び休職があります。

令和5年度の分限処分の実人数状況は次のとおりです。（ ）は発令回数）

区 分	処分事由	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局ほか	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	21 (63)	21 (63)
教育委員会	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
消防本部	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	3 (11)	3 (11)
上下水道部	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	0 0	0 0
合 計		0 (0)	0 (0)	25 (75)	25 (75)

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

その種類としては、免職、停職、減給及び戒告があります。

令和5年度の懲戒処分の実人数状況は次のとおりです。

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局ほか	0	1	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0
消防本部	0	0	0	0	0
上下水道部	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	1

市民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

7 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

また、研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、全体の奉仕者であり職務専念義務を負うことから、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他の報酬を得ていかなる事業又は事務に従事することはできません。

令和4年度の従事許可の状況は次のとおりです。

区 分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者（団体役員等）	0
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者（不動産賃貸等）	0
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者（調査員等）	24

(3) 名張市職員倫理規程

職員の職務に係る倫理の確立及び保持に関する必要な措置を講じることにより、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、名張市では平成20年8月に名張市職員倫理規程を策定しました。

倫理規定 倫理行動規準 抜粋

- 職員は、市民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚し、常に公正な職務の執行にあたらなければならない。
- 職員は、法律又は条例若しくは規則等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から贈与等を受け、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他職務の執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれのある行為をしてはならない。
- 職員は、公務外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

8 退職管理の状況

平成28年4月1日施行の地方公務員法等の一部を改正する法律により、職員であった者で離職後に営利企業に就職した者（以下、「再就職者」という）による依頼等（働きかけ）が規制されるほか、退職管理の適性を確保するために、市として所要の措置を講ずることとなりました。

(1) 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

再就職者が、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。

(2) 働きかけ規制の範囲

在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。

①すべての再就職者

離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間の働きかけが禁止されています。

②離職前5年より前に課長級以上の職歴がある再就職者

上記①に加え、離職前5年より前の課長級以上の職についていたときの執行機関の組織等の職員に対し、当該5年より前の課長級以上の職の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間の働きかけが禁止されています。

③再就職者が在職中に自ら決定した契約・処分への働きかけ

①・②に加え、在職した執行機関の組織等の職員に対し、自ら決定した（最終決裁権者）契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについて、期限の定めなく働きかけが禁止されています。

※法令等に基づく申請・届出を行う場合などは、働きかけに該当しません。

(3) 罰則等

規則等に反する行為をした場合、以下のとおり罰則等が定められています。

対象者	規則等の内容	禁止の期間等	罰則等
再就職者 (全職員)	(2) ①のもの	離職後2年間	10万円以下 の過料
再就職者 (課長級以上)	(2) ②のもの	離職後2年間	
	(2) ③のもの	期間の定めなし	
現役職員	再就職者から働きかけを受けた場合の届け出義務	遅滞なく公平委員会へ 報告しなかった場合	懲戒処分の対象

※不正な行為の働きかけをした再就職者、又は応じた現役職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

9 研修の状況

令和5年度の研修の実施状況は次のとおりです。（医療職除く）

研修名	受講者数	実施日数
【階層別研修】		
新規採用職員研修（前期）	41	6
新規採用職員研修（後期）	23	2
管理職研修（人事評価研修）	17	1
不当要求行為等対策研修(演習型)	32	1
会計年度任用職員研修	123	1
広報研修	46	1
各種事務取扱研修	54	2
公用文の書き方研修（総務室からのお願い）	38	1
広報研修	46	1
「行服不服審査制度」及び「行政手続のオンライン化」研修	39	1
官製談合防止研修	63	1
コンプライアンス研修	451	6
ハラスメント防止研修	55	1
自治体D X推進研修（管理職）部長級	16	1
自治体D X推進研修（管理職）室長級	57	1
再任用研修	22	1
【人権研修】		
人権相談力アップ研修	48	1
人権・同和対策研修	384	6
【人権大学講座派遣】		
三重県人権大学講座	1	20
【特別研修】		
交通安全研修	47	1
イクボス研修	42	1
名張ゆめづくり協働塾 職員研修	82	2
【三重県市町総合事務組合派遣研修】		
ワンステップ研修Ⅰ 基礎研修	24	2
ワンステップ研修Ⅱ 地方自治法・地方公務員法	23	1
ワンステップ研修Ⅱ 公文書基礎研修	23	1
ワンステップ研修Ⅲ 福祉施設体験研修	6	1
ワンステップ研修Ⅳ 自己改善	22	2
ツーステップ研修Ⅰ セルフコントロール	15	1
ツーステップ研修Ⅱ アサーティブコミュニケーション	4	1
ツーステップ研修Ⅲ クレーム対応	10	2
ツーステップ研修Ⅳ 事務ミス防止	9	1
スリーステップ研修Ⅰ O J T トレーナー	3	1
スリーステップ研修Ⅱ 問題解決	3	1
スリーステップ研修Ⅲ クレーム対応・ハードクレーム対応	5	1
スリーステップ研修Ⅳ タイムマネジメント	5	1
フォーステップ研修Ⅱ 情報活力	4	1
フォーステップ研修Ⅱ 業務改善	7	1

研修名	受講者数	実施日数
リーダー研修 ハラスメント	4	1
リーダー研修 管理職の心構え・マネジメント研修	4	1
リーダー研修 コンプライアンス	4	1
リーダー研修 リスクマネジメント	1	1
定年延長職員研	2	1
法制執務研修（初級編）	11	1
法制執務研修（実務編）	1	1
法制執務研修（法務編）	1	1
訴訟対応研修	1	1
トレンド研修	1	1
情報処理研修（eラーニング研修）	12	1
コミュニケーション能力研修	1	1
プレゼンテーションスキル研修	2	2
話し方技法研修	1	2
組織活性化研修	2	1
メンタルヘルス研修	1	1
人事評価者研修	3	1
チラシ・パンフレットデザイン研修	5	1
契約事務基礎研修	3	1
公営企業会計研修	4	1～2
複式簿記入門研修	2	2
税務実務研修（市町村税）	2	2
税務実務研修（固定資産税）	2	3
給与実務研修	2	2
モンスタークレームへの対し方ハードクレーム研修	8	2
選挙事務研修	1	2
三重地方行財政研修（入門編）	2	1
三重地方行財政研修（実務編）	1	1
研修名	受講者数	実施日数
契約実務研修	2	1
三重地方行財政研修(ゼミナール編)	2	1
【その他研修】		
所属別職員専門研修	14	1～3
自己啓発研修	5	-
総受講者数	1997	

10 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び公務能率の向上に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

令和5年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び名張市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理	・安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の機能充実に図っています。 ・メンタルヘルス対策として、第三者機関による健康相談窓口を設置し相談体制の充実に努めています。 ・公務災害の削減にあたり、事例の研究及び防止対策の検討を行っています。
職員の健康管理	・年1回全職員（人間ドック受診者除く）を対象とした定期健康診断を実施しています。 ・人間ドック受診者を対象に経費の一部助成を実施しています。 ・健康診断受診結果の状況を踏まえ、保健師又は産業医による保健指導を実施しています。 ・長時間勤務する職員に対して産業医による面接指導を実施しています。 ・業務上必要と認められる職員に対し、深夜業務従事者健診等を実施しています。 ・ストレスチェック（医師等による心理的な負担の程度を把握する検査）を実施し、高ストレスを診断された職員が希望した場合は、産業医等の面接指導を実施しています。 ・メンタルヘルス、セクハラ、パワハラ及び対人関係等の悩み対策として、第三者機関によるこころの悩み相談窓口を設置し相談体制の充実に努めています。
労働安全衛生事業の決算額	9,879千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条の趣旨により、市が行う職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を円滑に行うために職員の互助組織として名張市互親会が実施しています。

しかしながら、名張市の財政状況等を踏まえ、現在、職員の互助組織である名張市互親会への補助は行っておりません。

(3) その他の福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

1.1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

令和5年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

日程	区分	採用 予定者数	申込者数	受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 合格者数	最終 合格者数	合格倍率
A	一般事務職（上級）	1名程度	23	17	18	14	10	2.3
	一般事務職（中級）		7	6				
	土木技術職（上級）	2名程度	0	0	1	1	1	1.0
	土木技術職（中級）		1	1				
	建築技術職（上級）	1名程度	0	0	0	0	0	-
	建築技術職（中級）		0	0				
	保健師	2名程度	2	2	2	2	2	1.0
B	一般事務職（初級）	1名程度	4	4	4	4	4	1.0
	一般事務職（職務経験者）	1名程度	14	13	9	7	4	2.3
	管理栄養士	1名程度	3	3	3	3	2	1.5
	消防職	3名程度	10	8	8	8	6	1.3
	消防職（救急救命士）	1名程度	1	1	1	1	1	1.0
C	一般事務職（障害者対象）	1名程度	1	1	0	-	-	-
D	土木技術職（職務経験者）	2名程度	1	1	1	1	1	1.0
	土木技術職（上級）		0	-	-	-	-	-
	土木技術職（中級）		0	-	-	-	-	-
	土木技術職（初級）		0	-	-	-	-	-
	建築技術職（職務経験者）	1名程度	2	2	2	2	1	2
	建築技術職（上級）		1	0	-	-	-	-
	建築技術職（中級）		0	-	-	-	-	-
	建築技術職（初級）		0	-	-	-	-	-

※合格者数は、補欠合格者数を含む人数です。

※倍率は、1次試験受験者数を合格者数で除して得た数となります。

(2) 選考の実施状況

令和5年度の選考試験の実施状況は次のとおりです。

区分		採用 予定者数	申込者数	合格者数
看護師（R5年10月1日採用）		5名程度	1	1
看護師（R6年4月1日採用）		10名程度	5	5
薬剤師		3名程度	1	1
言語聴覚士		1名程度	0	-
臨床工学技士（5月募集分）		1名程度	0	-
言語聴覚士		1名程度	1	1
臨床工学技士（9月募集分）		1名	1	1
看護教員		3名程度	3	2
臨床工学技士（11月募集分）		1名	1	1
視能訓練士		1名	1	1
病院顧問（特定任期付）		1名	1	1
任期付	調理員	1名	3	1
	防災担当監	1名	1	1
	弁護士	1名	1	1

※合格者数は、補欠合格者数を含む人数です。

1 2 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2)不利益処分に関する審査請求の状況

該当なし

(3)その他市長が必要と認める事項

該当なし